

海外旅行保険をご契約の皆様へ

～ 海外旅行保険付クレジットカードに関する情報提供のお願い ～

エイチ・エス損保の海外旅行保険をご契約いただき、誠に有難うございます。

ご承知のとおり、ご契約いただいた海外旅行保険が対象とする損害には、けがや病気による治療費や携行品の破損等による修理費、救援者の宿泊費・交通費など、海外旅行中に発生した費用損害が含まれています。

これらの費用損害が発生し、弊社が保険金をお支払する場合において、お客様が同一の危険を補償する「他の保険契約等※」に重複してご契約されているときには、「他の保険契約等」において支払われるべき金額について、弊社からその保険会社等に求償させていただくこととなります。
※ 海外旅行保険、普通傷害保険、交通傷害保険などの保険契約または共済契約をいいます。

一方、お客様がご加入のクレジットカードには、ご自身が特に保険申込をされなくても、海外旅行保険等が自動的に付帯されている場合があります。この自動付帯保険も同様に「他の保険契約等」として求償の対象となります。

このため、弊社の保険金請求書においては、「他の保険契約等」の有無について確認をさせていただく欄を設けており、その中で、特にお客様が海外旅行保険等の自動付帯されているクレジットカードをお持ちの場合に、当該クレジットカード名およびカード番号をご記入いただくよう、お願いしております。

お客様におかれましては、ご旅行中に万一損害を被られて、保険金請求書をご記入いただく際には、前記の趣旨をご理解のうえ、クレジットカード名およびカード番号のご記入について、是非ともご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当社は、個人情報の保護に関する法律にもとづき、お客様からお預かりした個人情報の管理は適切に行っており、当該情報を前記の使用目的以外に使用することはありません。

以上